



※ 判定は、個人単位で行います。

※ 「合計所得金額」とは、収入金額から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

また、平成 30 年 8 月 1 日より長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額が合計所得金額となりました。

※ 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金収入に係る所得を除いた金額をいいます。

※ 負担割合の判定に当たっては、判定対象となる収入に非課税年金は含みません。